

# 北海道洋上風力人材育成コンソーシアム規約

制定 令和8年2月27日

(名称)

**第1条** 本コンソーシアムの名称は「北海道洋上風力人材育成コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(目的)

**第2条** コンソーシアムは、北海道の洋上風力人材育成のための教育システム(以下「教育システム」という。)を強化・充実させることを目的とする。

(活動)

**第3条** コンソーシアムは、前条の目的を達成するために、次の活動(以下「本活動」という。)を行う。

- (1) 教育システムモデルの創出
- (2) 教育システム構築のための環境整備
- (3) 教育システムに関する情報の収集・発信及び普及・啓発
- (4) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

(会員)

**第4条** コンソーシアムの目的に賛同する大学、企業、団体、有識者及び関係府省庁等を会員とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 大学会員 : 大学等の高等教育機関
- (2) 法人正会員 : 企業等の法人
- (3) 法人賛助会員 : 企業等の法人
- (4) 有識者会員 : 会長が、本活動に特別に寄与すると認めた大学、企業、研究機関及び学会等に属する個人
- (5) 特別会員 : 会長が、本活動に特別に寄与すると認めた関係府省庁、地方公共団体及び団体等

(入会)

**第5条** コンソーシアムに入会する場合は、入会届を会長に提出し、会長の承認を得て会員になることができる。

2 会長は、前項の規定により、新たに入会を承認したときは、運営委員会において報告するものとする。

(会費)

**第6条** 会員は、次の各号に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 大学会員 会費の納入を要しない。
  - (2) 法人正会員 標準会費 1口 30 万円／年度
  - (3) 法人賛助会員 標準会費 1口 5 万円／年度
  - (4) 有識者会員 会費の納入を要しない。
  - (5) 特別会員 会費の納入を要しない。
- 2 会員は、事務局から会費納入の連絡を受けたのち、事務局が指定する期日及び方法により会費を納入しなければならない。
  - 3 会費は、国立大学法人北海道大学奨学寄附金として納入する。
  - 4 会費の納入に係る手数料は、会員の負担とする。
  - 5 第1項の会費は、年度途中で入会した場合でも減額とならない。
  - 6 既納の会費は、いかなる事由（年度途中で退会した場合も含む）があっても返還しない。
  - 7 会長は、本コンソーシアムへの貢献等を踏まえ、会費について特別な取扱いを行う会員を選定することができる。なお、特別な取扱いの内容、期間その他必要な事項は、会長が別に定めることができる。
  - 8 本規約において、「年度」とは毎年4月1日から翌年3月31までの期間をいう。

(退会)

**第7条** 会員は、退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 本規約を遵守しないとき、コンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき、又は次の各号の一に該当すると認められるときは、運営委員会の承認を経て、会長が当該会員を退会させることができる。
  - (1) 会員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は会員の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - (2) 会員の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (3) 会員の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (4) 会員の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 会員が、本規約第6条に定める会費を2年以上納入しないとき。

(役員)

**第8条** コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 理事 3名
  - (4) 監事 1名
- 2 会長、副会長、理事及び監事は、大学会員が協議のうえ推薦し、運営委員会の決議をもって選任する。ただし、本規約第4条第2項第3号に規定する会員を役員に推薦することはできない。
- 3 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。また、会長は本規約に定められた種々の業務を行う。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその会務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 理事及び監事は、会長及び副会長を補佐し、本活動全般についての助言を行う。

(任期)

**第9条** 役員任期は、原則3年とする。ただし、再任することができる。

(報酬)

**第10条** 役員は無報酬とする。

(運営委員会)

**第11条** コンソーシアムに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、すべての会員をもって構成し、本規約第4条第2項各号に規定する会員は、代表者1名を運営委員会に参加させることができる。上記代表者は、本規約第4条第2項第3号に規定する会員を除き、議決権を有するものとする。
- 3 前項の代表者が運営委員会に出席できないときは、委任状の提出又は他の者を代理出席させることができる。この場合において、代理出席する者（本規約第4条第2項第3号に規定する会員の代理出席者は除く。）は、委員としての議決権を有するものとする。
- 4 運営委員会は、コンソーシアムの活動計画・報告、予算計画・決算等の報告及びその他コンソーシアムの運営に関する重要事項を審議し、決定する。
- 5 運営委員会に、委員長を置き、会長をもって充てる。ただし、会長及び副会長が不在の場合には、国立大学法人北海道大学が指名する者に代行させることができる。
- 6 委員長は、運営委員会を代表し、運営委員会を主宰する。
- 7 運営委員会に、副委員長を置き、委員長が指名する。
- 8 委員長は、必要に応じて委員以外の者を外部有識者として運営委員会に出席させることができる。

- 9 委員長に事故等により欠席があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 10 運営委員会は、委員長が招集し、必要に応じて、電子メール又はweb会議による招集も可能とする。
- 11 運営委員会は、委員の過半数の出席（代理出席及び委任状を含む。）をもって成立する。
- 12 運営委員会の議事は、議決権を有する出席委員（代理出席及び委任状を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局）

**第12条** コンソーシアムの事務局は、会長が指定する大学に設置する。

- 2 コンソーシアムの庶務は、事務局又は事務局が指定する者が行う。

（規約の変更）

**第13条** 本規約は、運営委員会の決議をもって変更することができる。

（守秘義務）

**第14条** 会員は、本活動に関して知り得た機密事項及び個人情報を第三者に提供、開示及び漏洩してはならない。

（成果物の取扱い）

**第15条** 本活動において成果物（有体物、無体物を問わない）（以下この条において「成果物」という。）が得られた場合、当該成果物に係る権利は当該成果物を創出した会員に帰属するものとする。ただし、成果物が他の会員から開示を受けた秘密情報等にもとづき創出された場合は、当該成果物の権利の帰属については、開示者である会員と創出者である会員との間で協議して定めることとする。

- 2 会員が共同で成果物を創出した場合、当該成果物に係る権利は創出をした会員の共有とすることを原則とし、その権利の持ち分や取扱いは、共同で創出をした会員間の協議によって定めることとする。
- 3 会員は、成果物を創出した会員の同意を得た上で、本規約第2条に規定する目的で、当該成果物を利用することができる。成果物の利用に関する条件は、利用を希望する会員と当該成果物を創出した会員間の協議によって定めることとする。

（広報）

**第16条** コンソーシアムは会員の協力の下、コンソーシアム活動について対外的な広報活動（以下「広報活動」という）を積極的に実施する。

- 2 会員が広報活動を行う場合は、コンソーシアム事務局に事前に連絡し、会長による承認を受けるものとする。なお、この承認された事項については、会長が

運営委員会にて報告する。

(雑則)

**第 17 条** 本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

本規約は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。